

## 議会用語集

議会でよく使われる言葉の意味を紹介します。

### ●会期

議会が議会としての権限を行使し、法的に活動することができる期間のことをいいます。

会期については、それぞれの定例会および臨時会の冒頭において議会の議決により決定するものとされており、上三川町では、あらかじめ議会運営委員会で、議案の数や一般質問予定者の数などを考慮し、会期案を決めて定例会の冒頭に議員全員に諮ることになっています。

### ●一般質問

町が進める政策全般について、町長をはじめ関係機関、担当課がどう考えているかを質問することをいいます。

### ●質疑

本会議や委員会で議題となっている案件について、賛成・反対の判断をするために、不明なことやもっと詳しく知りたいことについて質問することをいいます。上三川町では、1つの案件につき一人3回までという制限があります。

### ●討論

本会議や委員会で議題となっている案件について、表決をする前に、議員個人として賛成・反対の意見を表示することをいいます。

### ●表決

本会議や委員会で議題となっている案件について、議員個人が賛成・反対の意思を表示することをいいます。本町の議会では、通常、起立により表示しますが、委員会の場合は挙手で表示することもあります。

### ●採決

議長が本会議で議題となっている案件について、議員に賛成・反対を問い、その意思表示を集計することをいいます。

表決とは裏腹の言葉で、表決とは議員側からみた表現であり、採決とは議長側から議員をみた表現となっております。

## ●議決

本会議で議題となっている案件について、表決の結果による議会の意思決定をいいます。

## ●動議

主に議会の進行や手続きに関して議員から議会（または委員から委員会）に対して行われる提議で、議会（委員会）の議決が必要なものをいいます。

また、これと違い議案の修正案を提出する動議などいろいろありますが、動議の成立要件としては、いずれも会議規則で定められた人数以上の賛成者が必要となっております。

## ●継続審査

議会において所管の案件を付託された委員会が、議会の会期中に審査を終了させることが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続いて委員会で審査することをいいます。

本来委員会は、会期中のみ活動できる組織ですが、ある特定の案件を継続審査としている場合については、閉会中であっても委員会を開催し、その案件の審査、調査をすることができるようになっています。

なお、会期中に議会の議決を経ることのなかった案件については、継続審査の議決がされない限り、審議未了、廃案となります。

## ●意見書

地方公共団体の広域に関する事件に関して、議会が地方公共団体の機関としての議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいい、議会は、地方自治法の規定により、可決された意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。

## ●決議

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらうこと、議会の意思を対外的に表明することが必要等との理由でなされる議決のことをいいます。